

令和2年度第1回多文化共生推進委員会

日 時：	令和2年7月29日（水曜日） 10：00～11：30
開 催：	オンライン方式

次 第

1 開 会

2 報 告

- ・ 昨年度開催からの状況変化

3 議 題

- (1) 東京における多文化共生施策の全体像（案）について
- (2) 喫緊に取り組む事項（案）について
- (3) ワーキンググループの設置について（案）

4 閉 会

【 配布資料 】

資料1 多文化共生推進委員会委員名簿

資料2 多文化共生推進委員会設置要綱

資料3 「東京都外国人新型コロナ生活相談センター」概要、受付状況①・②

資料4 東京における多文化共生施策の全体像(案)

資料5 喫緊に取り組む事項①～④

資料6 ワーキンググループの設置について(案)

参考資料 都政改革本部会議(令和元年12月27日)資料抜粋

資料 1

多文化共生推進委員会委員名簿

令和2年7月22日

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職
いいの なつこ 飯野 奈津子	NHK専門解説委員 山梨大学 客員教授
かんざき あきら 神崎 章	新宿区地域振興部多文化共生推進課長
こばやし ひろこ 小林 普子	特定非営利活動法人みんなのおうち 代表理事
こもだ ようこ 薦田 庸子	公益財団法人武蔵野市国際交流協会 チーフ・コーディネーター
しりるる こぴーに シリル・コピーニ	アンスティチュ・フランセ日本 映像・音楽部門 メディア& 音楽担当 フランス人落語家パフォーマー
たん まうらに 丹 マウラニ	翻訳・通訳・インドネシア語講師
ど・ミー・ひえん ド・ミー・ヒエン	ベトナム語通訳・翻訳ボランティア
なかのめ やすあき 中野目 泰明	八王子市市民活動推進部多文化共生推進課長
はせべ みか 長谷部 美佳	明治学院大学教養教育センター 准教授
しゅれすた ぶばーる まん シュレスタ・ブパール・マン	エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン理事長
もはめど おまる あぶでいん モハメド・オマル・アブデイン	学習院大学法学部政治学科 特別客員教授 NPO法人スーダン障害者教育支援の会 代表理事
もりた まさと 森田 昌仁	J P モルガン証券株式会社 人事部アソシエイト
やざき りえ 矢崎 理恵	社会福祉法人さぼうとにじゅういち 学習支援室コーディネーター
やまわき けいぞう 山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授
わん ふうぢん 王 慧瑾	認定NPO法人多文化共生センター東京 理事・顧問

多文化共生推進委員会設置要綱

平成13年6月15日

13生文振国第147号

生活文化局長決定

改正 平成18年3月31日

17生文振事第603号

改正 平成19年3月30日

18生都管法第1714号

改正 平成22年7月9日

22生文総総第825号

改正 平成27年7月1日

27生都地第682号

改正 平成28年7月1日

28生都地第311号

改正 令和元年10月15日

31生都地第1092号

改正 令和2年7月13日

2生都地第541号

(設置目的)

第1 外国人もより住みやすく、活躍できるまちにするための重要な課題について具体的に検討するため、多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、外国人に係る東京都の施策の推進に関する事項について検討し、生活文化局長に進言及び助言する。

(構成)

第3 委員会は、外国人及び日本人の学識経験者、NGO等から、生活文化局長が依頼する20人以内の委員で構成する。

(委員任期)

第4 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会を招集するときは、各委員に対して、委員会の日時、場所、議題及びその他必要な事項をあらかじめ通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由の場合は、この限りではない。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

6 委員長は、特定の事業を調査審議するため必要があると認めるときは、委員で構成されるワーキンググループを置くとともに、関係者から意見を聴くことができる。

(公開等)

第7 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

2 委員会の会議録は、原則として公開する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、生活文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

「東京都外国人新型コロナ生活相談センター」概要

<名称>

日本語：東京都外国人新型コロナ生活相談センター（略称 TOCOS トコス）

英語：Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents

<開設日時・電話番号>

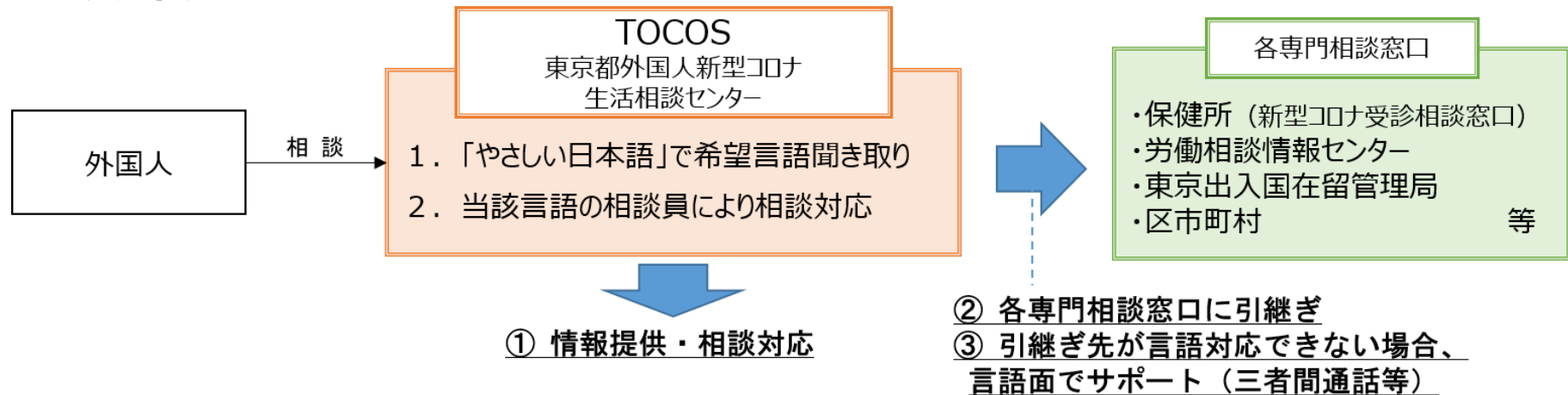
受付時間：平日 10時～17時 ※ 5/4～6のみ祝日も対応

電話番号：0120-296-004（フリーダイヤル）

<対応言語（14言語）>

やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、カンボジア語、ミャンマー語

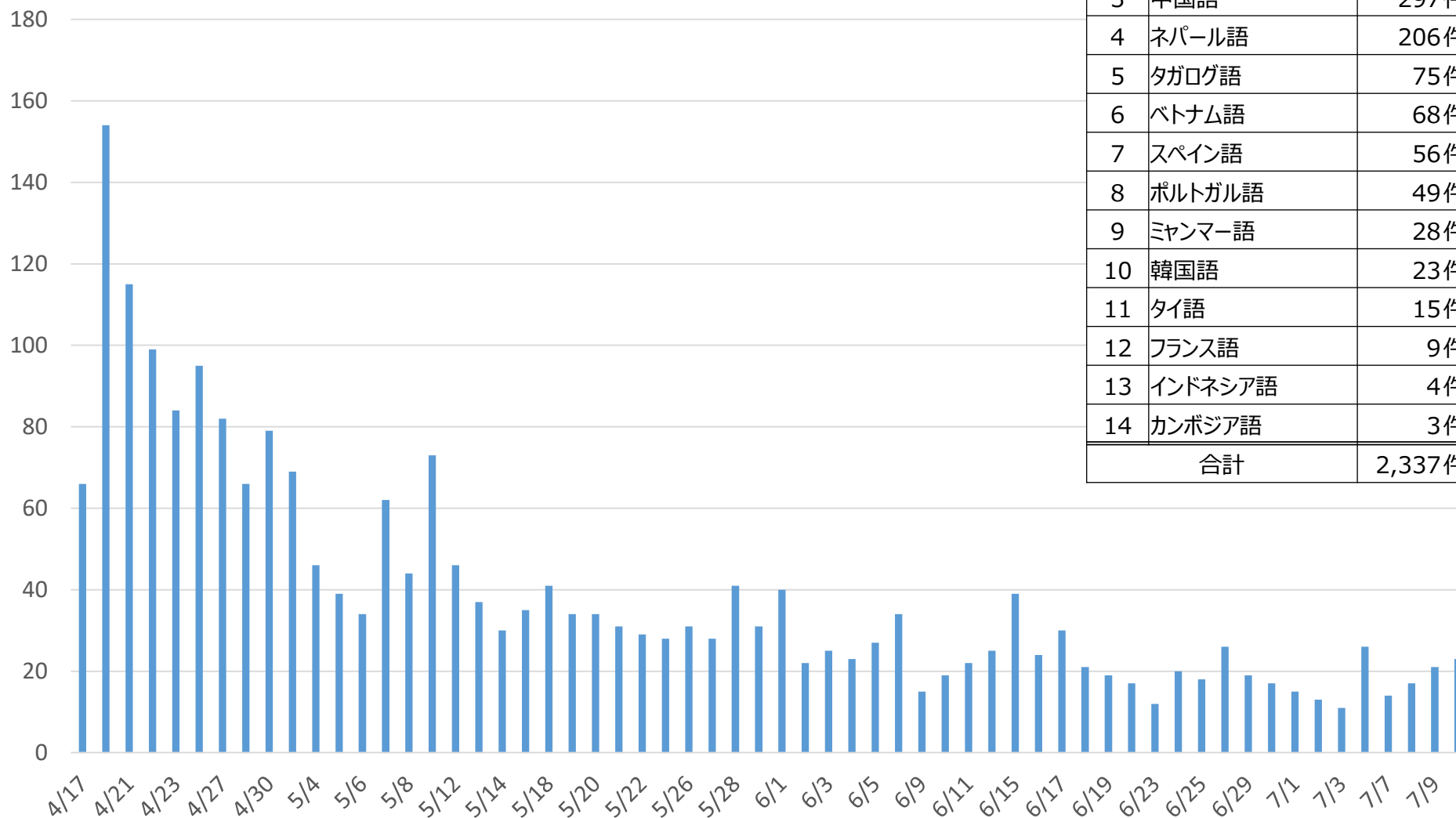
<相談の流れ>



受付状況① ～相談件数（日別・言語別）～

<相談件数（日別）>

累計 2 3 3 7 件 （4/17～7/10：60日間）

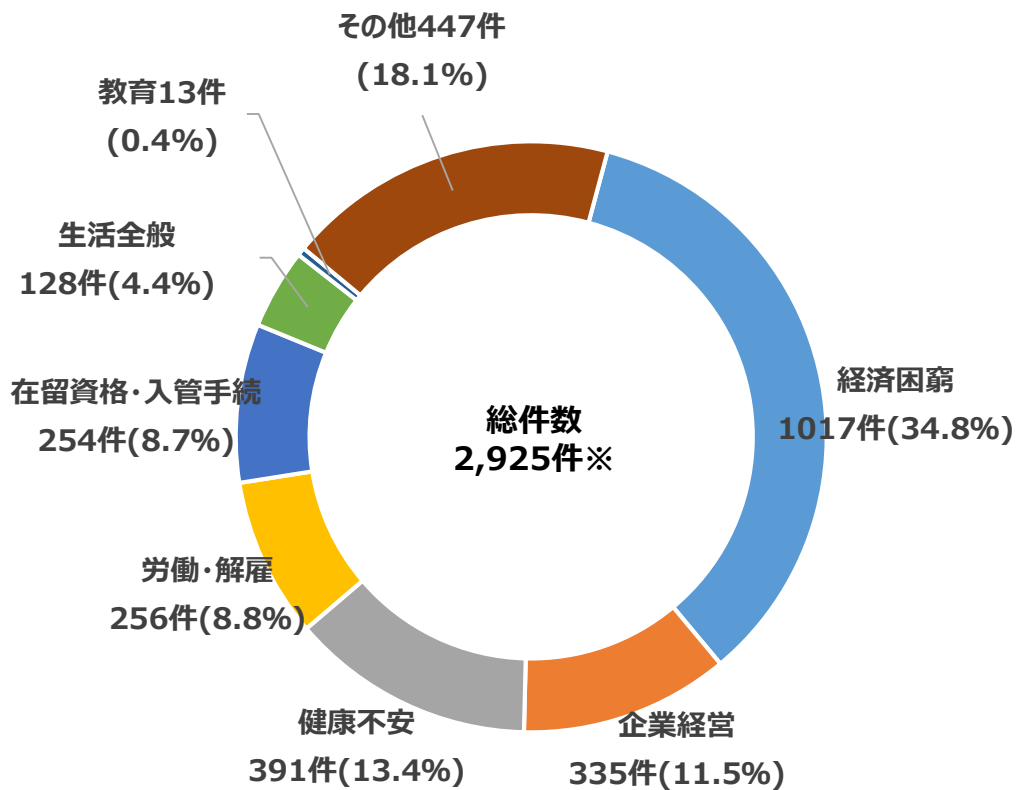


<相談件数（言語別）>

	対応言語	件数（割合）
1	やさしい日本語	1,133件（48.5%）
2	英語	371件（15.9%）
3	中国語	297件（12.7%）
4	ネパール語	206件（8.8%）
5	タガログ語	75件（3.2%）
6	ベトナム語	68件（2.9%）
7	スペイン語	56件（2.4%）
8	ポルトガル語	49件（2.1%）
9	ミャンマー語	28件（1.2%）
10	韓国語	23件（1.0%）
11	タイ語	15件（0.6%）
12	フランス語	9件（0.4%）
13	インドネシア語	4件（0.2%）
14	カンボジア語	3件（0.1%）
合計		2,337件（100%）

受付状況② ～相談件数（内容別）・主な相談事例～

＜相談件数（内容別）＞



※複数にまたがる相談事例あり

＜主な相談事例＞

- 経済困窮
 - 特別定額給付金の申請をしたが、まだ振込がない
 - 特別定額給付金以外で個人が申請できるものがあるか
- 企業経営
 - 事業資金の援助について知りたい
- 健康不安
 - 家族がPCR検査で陽性になり、自分も感染していないか不安
 - 自分が濃厚接触者の疑いがある場合、どうすればよいか
- 在留資格
 - まもなく在留期限が切れてしまうが、本国が受入れ制限している場合、どうすればよいか
- その他
 - 自分の境遇や社会に対する不満・不安
 - 陰性証明書を取得するためにPCR検査を受けられる場所を教えてください

東京における多文化共生施策の全体像（案）

（コミュニケーション支援）

言語コミュニケーションなど、
外国人が暮らしていく上で
必要な基盤整備

（外国人の生活支援）

外国人が生活する上で
直面する個別課題に
関する環境整備

（地域づくりと意識醸成）

外国人を受け入れる
地域づくりと意識醸成

国際都市東京の実現 に向けた環境整備

日本人と外国人がともに
活躍する国際都市東京

やさしい日本語の普及啓発

- やさしい日本語普及啓発・活用促進

外国人相談対応

- 外国人相談対応
- 相談窓口の充実
- 専門分野別相談

日本語学習支援

- 地域における日本語教室の実施

生活情報等の多言語対応

- 配布物等の多言語化

表示等の多言語対応

- 交通機関や標識の多言語化

通訳派遣

- 少数言語通訳派遣

外国人の次世代育成

- 学齢超過の子への学習支援
- 子どもの居場所づくり
- 子育て支援

医療機関における外国人対応

- 医療機関等における外国人対応の強化

就労支援事業の実施

- 中小企業の外国人材受入支援事業

外国人の居住環境等の整備

- 住宅セーフティネット制度・居住支援協議会による支援

防災・防犯

- 外国人向け防災訓練

多文化共生を担う人材育成

- 外国人支援ボランティアの養成

地域交流の場の拡充

- 地域交流イベントの実施

地域活動への参加促進

- 町会・自治会等地域で受け入れる環境整備

多文化共生の意識醸成

- 多文化共生講座の実施

人権尊重意識の醸成

- 人権啓発イベントの実施

世界から企業・人材を呼ぶ 環境づくり

- 東京開業ワストップセンター運営
- 外国人材受入支援事業

グローバル社会を担う人材育成

- 高度専門職人材の育成
- JETPプログラムによる外国青年誘致拡大

■事業名については、代表的な例示を記載

都・東京都つながり創生財団（令和2年10月設立予定）を中心とするネットワークの強化を図り、
オール東京で取組を推進

1 現状に対する主な意見

- 外国人がどこに聞けばいいかわからないときに、まず聞ける場所が必要
- 少数言語相談は都の案内窓口で対応し、国際交流協会が実施する相談窓口につなぐ体制を構築すべき
- 少数言語相談・複雑高度な相談（専門相談）は区市町村単独では困難
- 相談員が相談できるよう、サポート体制が必要
- 関係機関へのつなぎ方マニュアル整備やつなぎ先のリスト化をすべき
- 都内専門機関や支援団体等のネットワークを構築する機会をつくるべき
- 相談情報を蓄積するためのマニュアルや情報交換の場を整備するべき

2 都・財団が取り組む事項（案）

都	財団
<ul style="list-style-type: none">● 都内外国人相談窓口のネットワーク構築による相談対応力強化● 各行政分野や専門機関と連携し、つなぎ先確保等による対応体制強化● つなぎ先となる関係機関の多言語対応推進に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">● 「どこに相談してよいかわからない」相談者の相談を聞き、適切な機関につなぐ● 少数言語相談や専門相談等、区市町村単独で対応困難な相談に対応● 少数言語通訳支援サービスの提供（遠隔サポートシステムを基本に検討）● 都内相談担当者ネットワーク会議、事例共有・研究会の開催

3 今後の取組に期待すること

（検討の視点）

- 都・財団（広域自治体）と区市町村・区市協会等との役割分担・連携強化
- 「新しい日常」における外国人相談対応

喫緊に取り組む事項② ～生活情報等の多言語対応～

1 現状に対する主な意見

- 良い情報媒体を作っても外国人に届かなければ意味がない。届ける工夫が必要。
- 外国人に事業を知ってもらうことが重要。インフルエンサーの活用が有効。
- 外国人が安心して暮らせるよう、社会保障や税金等の生活情報を的確に提供すべき
- 都が発信する情報のやさしい日本語化に向け、都庁内で連携して普及啓発すべき
- 日本に来たばかりの外国人が生活面で困らないよう、オリエンテーションすることが必要
- 外国人コミュニティに対する情報提供ネットワークを構築すべき
- 語学学校や大学を通じた情報提供が有効
- ボランティア団体に的確に情報提供し、団体の情報収集を支援すべき

2 都・財団が取り組む事項（案）

都	財団
<ul style="list-style-type: none">● 都域共通での作成が求められる生活情報等の収集（区市町村連携）● 地域の現状を踏まえた生活情報発信に向け、区市町村の多言語対応推進・支援	<ul style="list-style-type: none">● 多文化共生ポータルサイトによる情報発信強化● 国際交流協会や民間支援団体の優良事例の収集・発信● 国際交流協会、民間支援団体、外国人コミュニティ等を通じた情報発信● 都域に共通する生活情報等広報ツールの作成、区市町村等を通じた配布

3 今後の取組に期待すること

（検討の視点）

- 都・財団（広域自治体）と区市町村・区市協会等との役割分担・連携強化
- 外国人を受け入れる地域づくりと多文化共生意識の醸成
- 「新しい日常」における生活情報等の多言語対応

喫緊に取り組む事項③ ～やさしい日本語の普及啓発～

1 現状に対する主な意見

- 外国人・日本人双方のコミュニケーション促進のため、やさしい日本語普及啓発を一層推進すべき
- 諸手続き類がほとんど日本語のため、来日したばかりの人では手続き困難。せめて英語表記すべき
- 多文化共生推進の先進事例や有効なツール、やさしい日本語や多言語での情報発信ノウハウの提供を期待

2 都・財団が取り組む事項（案）

都	財団
<ul style="list-style-type: none">● 都・区市町村等行政機関における「やさしい日本語」導入促進に向けた体制づくりを検討（やさしい日本語実践研修の実施 等）● 都庁内・区市町村・民間事業者・一般都民へのやさしい日本語の意義・情報等の周知	<ul style="list-style-type: none">● 普及啓発ツールの作成・展開● やさしい日本語の活用事例集作成・配布● やさしい日本語に関するノウハウ・テクニックや先進事例等の発信

3 今後の取組に期待すること

（検討の視点）

- 都・財団（広域自治体）と区市町村・区市協会等との役割分担・連携強化
- 外国人を受け入れる地域づくりと多文化共生意識の醸成
- 「新しい日常」におけるやさしい日本語の普及啓発

喫緊に取り組む事項④ ～日本語学習支援（地域日本語教育推進体制づくり）～

1 現状に対する主な意見

- 来日したばかりの人が日本語を学べる環境があることが大事
- 都内には多くの大学や企業があるので、これらを巻き込めると良い。
- ボランティアの育成・スキルアップ研修、リーダー養成に対する支援を実施すべき（研修実施、講師派遣）
- 日本語教育に関する都域全体の見取り図が必要
- ボランティアの高齢化が進んでおり、人材等体制確保に取り組むべき。
このため、東京2020大会ボランティアやおもてなし語学ボランティアに対して積極的に情報発信すべき

2 都・財団が取り組む事項（案）

都	財団
<ul style="list-style-type: none">● 来日したばかりの人の日本語学習環境確保を検討● 都内の日本語教育実施場所をリスト化・マッピング● ボランティア団体の活動場所確保支援策を検討● 地域日本語教育実施機関・団体等への運営費助成	<ul style="list-style-type: none">● 地域日本語教育推進体制づくりに向けた地域の情報収集、関係者とのネットワーク構築● 担い手確保・育成に向けた検討● リスト化・マッピングした都内日本語教育実施場所をHPに掲載

3 今後の取組に期待すること

（検討の視点）

- 都・財団（広域自治体）と区市町村・区市協会等との役割分担・連携強化
- 外国人を受け入れる地域づくりと多文化共生意識の醸成
- 「新しい日常」における日本語学習支援（地域日本語教育推進体制づくり）

ワーキンググループの設置について（案）

多文化共生推進施策を充実するため、集中的に調査審議を行うワーキンググループを以下のとおり設置する。

1 目的

東京における地域日本語教育の総合的な体制づくりの検討し、実効性のある施策を策定するにあたって、これまでの委員会における検討経緯を熟知している学識経験者や多文化共生における現場の知識を有する者を構成員とし検討を行う。

2 構成員等

ワーキンググループは以下6名で構成し、必要に応じて関係者から意見を聞くことができるものとする。

事務局は東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課とする。

（敬称略）

- ・山脇 啓造（明治大学国際日本学部 教授）
- ・長谷部 美佳（明治学院大学教養教育センター 准教授）
- ・矢崎 理恵（社会福祉法人さぽうとにじゅういち 学習支援室コーディネーター）
- ・小林 普子（特定非営利活動法人みんなののうち 代表理事）
- ・王 慧懂（認定NPO活動法人多文化共生センター東京 理事・顧問）
- ・ブパール・マン・シュレスタ
（エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン 理事長）

3 開催予定

第一回：令和2年9～10月（地域日本語教育の現状と課題、検討の方向性）

第二回：令和2年11～12月（各主体が果たすべき役割、ネットワークのあり方）

第三回：令和3年1～2月（都における取組体制と推進施策について）

4 設置期間

令和3年3月31日まで

見える化改革「共助・共生社会づくり」 取組状況報告 【抜粋】

令和元年12月27日
生活文化局

コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立

- 見える化改革報告「共助・共生社会づくり」（平成30年10月報告）で共助社会づくり、多文化共生社会づくりの課題を整理
- 効果的な推進体制、在住外国人支援事業の拡充及びボランティア文化のレガシー化について、検討を行うこととした

基本的考え方

- 東京の活力の源泉は「人」であり、人と人をつなぐ取組を更に進めていくことが大切である。
- 都におけるコミュニティは、在住外国人の増加や都民の価値観の多様化を背景に、変革期を迎えており、新たな視点を導入し、活性化を図っていく必要がある。
- 東京2020大会を機に、多くの外国人が東京を訪れており、多文化共生意識が高まってきている。また、大会関連のボランティアが誕生してボランティア意識が醸成され、共助社会づくりの気運も高まってきている。
- こうしたレガシーを活かし、次の世代へ着実に引き継ぎ発展させるために、コミュニティの活性化を支援する新たな財団を令和2年10月を目途に設立する。

新財団による事業展開の狙い

- 様々な人が安心して暮らせる **多文化共生社会づくり**
- ボランティア文化が定着し相互に助け合う **共助社会づくり**



人が輝く東京の実現

コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立

財団による事業実施のメリット

①地域に密着した専門人材の確保

・多文化共生社会づくり、共助社会づくりを着実に推進するために、これらの分野に精通した地域の特性にも明るい専門的な人材を継続的に確保することができる。

②民間団体等との継続的連携

・多文化共生社会づくり、共助社会づくりについては、これまで民間団体等が多くの役割を担ってきた。施策を効果的に推進するために、民間団体等との継続的・安定的な顔の見える信頼関係を築き、相互連携のもと、ネットワーク化を図ることが可能となる。

③柔軟な執行体制による機動的な事業展開

・予算や人事面等において柔軟な執行体制が可能となり、諸状況の変化に即応し、社会的ニーズを先取りした機動的な事業展開を図ることができる。

取組の柱

【多文化共生社会づくり】

在住外国人の急増・多国籍化の進展を踏まえ、多様性が尊重され、誰もが安心して暮らし、参加・活躍する多文化共生社会づくりを推進する。

【共助社会づくり】

東京2020大会後もボランティア気運が継続する環境づくりや、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化を通じて、共助社会づくりを推進する。

コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立

多文化共生社会づくり

新財団による新たな取組

東京都国際交流委員会のこれまでの事業を順次引き継ぐとともに、喫緊の課題に対応するための新しい取組を実施することで、在住外国人支援事業の拡充を図る

【ワンストップ相談ナビと都内窓口支援】

- ・外国人からの電話相談を多言語で受付、適切な窓口等につなぐ
- ・人材育成、事例共有などにより地域の相談窓口を支援、強化

【地域日本語教育の推進（体制づくり）】

外国人が生活に必要な日本語能力を確実に身に付けられるよう、地域のNPOなどと連携し、日本語教育の体制づくりを支援

【通訳派遣事業】

少数言語は区市町村単独で対応が困難なため、通訳派遣や同行通訳を実施

【「やさしい日本語」の活用促進】

外国人に対する有効なコミュニケーションツールである「やさしい日本語」を活用し、外国人と日本人の相互理解を促進